

## 「IUCN 勧告の西表島関係部分仮訳(やまねこパトロール)」

43 頁

### 4. 完全性、保護および管理

#### 4.2 境界

推薦された自然遺産は、基準(ix)および (x)の想定するグローバルな重要性を示すために必要な属性およびプロセスの主要部分を含んでいるようにみえる。しかし、返還された沖縄北部訓練場内のもっとも重要な部分およびおそらくは西表島の北部および北西部の重要な河川の流域をより多く含めるためのいくつかの（訳者注：上記北部訓練場内部分と比べると）より小さな拡張部分の編入なくしては、その（推薦された自然遺産の）「全体性」は完全に充足されることはない。

このことは、推薦地域が（科学的基準、厳格な保護水準およびステークホルダーとの合意形成に基づいた）厳格な選定プロセスに従って選定されたという事実を改めるものではなく、補足的なものであるが、同時にかけがえのないことでもある。

#### 45 頁 4.5 脅威 Threat

野生生物の違法採取（例えば、ランや甲虫）は沖縄北部地域における現在の重要な脅威であるが、他の推薦地域にも影響を及ぼしている。一方、観光客による環境の攪乱その他の影響および観光関係の施設整備および事業活動は、将来的な脅威の主要なものとして（西表島については、重大な現在の脅威である）、慎重に管理される必要がある。西表島と沖縄北部地域の両方で既に相当な入域者数があり、しかも西表島では近年劇的な増加が見られ、地域コミュニティと関係機関による懸念を生じさせている。

様々な構想ないし計画（観光産業に関する計画、観光事業に関するガイドライン、観光ガイド事業者の訓練および認定等）が現在進行中または奨励されているが、いっそう包括的・全体的なアプローチをとり、さらに、推薦されている島々で将来行うあらゆる観光事業の開発については事前に計画を立てること（訳者注：現在は無計画に行われているというニュアンスがある）が緊急に必要である。この計画は、次の問題に取り組むものでなければならない。例えば、どのようにして島および特定区域における（訳者注：入域観光客の）収容限界を設定し、（訳者注：その限界を超えないように）監視し、（訳者注：その限界内の入域制限を）執行するか、どのようにして現在及び計画中の観光施設及び観光事業の影響を規制し、最小化または緩和するか、どのようにして観光事業の開発による不可逆的な影響を受けて傷つきやすい地域を保護するかについてである。

このことがとりわけ重要かつ緊急を要するのは、島々へのアクセスが既にまたは将来に向けて継続的に、より容易で、より安価になり、クルーズ船によって訪れる者を含めて入域者数を劇的に増加させるからである。鹿児島県は、奄美群島持続的観光マスタープランを策定したが、沖縄県に関しては近年そのような計画は存在していないようである。締約国からの追加情報によれば、西表島および沖縄北部地域のため、いくつかの観光産業に関する計画を策定する取組みが始まっていることが確認されたとのことである。すなわち、やんばる型森林ツーリズム全体構想、西表島エコツーリズムガイドラインおよび竹富町観光案内人条例である。さらに締約国は、奄美大島における大型クルーズ船基地の提案の現状について報告しており、特定の予定地は選定されていないこと、近い将来における開発計画は意図されていないことを確認している。

## 48 頁 7. 勧告 RECOMMENDATIONS (全訳)

IUCN は、世界遺産委員会が以下の決定案を採択することを勧告する。

世界遺産委員会は、

1. WHC/18/42.COM/8B および WHC/18/42.COM/INF.8B2 を検証し、

2. 奄美大島・徳之島・沖縄島北部および西表島（日本）の自然基準に基づく世界遺産リストへの推薦について、締約国に以下の措置をとることを許すべく、その評価を延期すること。

- a) 推薦資産の構成部分の選定およびそれらの接続性並びに長期にわたる種の保護に関して、基準(x)にさらに特化して焦点を当てて、推薦資産の構成を再検討すること。
- b) 返還された沖縄島北部訓練場について、それが基準(x)への該当性の正当化に寄与することを考慮し、適切に推薦資産に統合すること、そしてさらに、残された北部訓練場を推薦資産に関する全体計画および管理に統合するために必要な連携の仕組みを構築すること。
- c) 効果的な意思決定のプラットフォームとプロセスを通じて、戦略的にして日常的な土地の所有者及び利用者による推薦地域管理への関与を確保するための関連措置とともに、私有地の飛び地を取得し、保護し、推薦地に統合するための戦略をさらに進めること

3. 奄美大島ノラネコ管理計画の導入および想定される活性化を通じたものを含め、締約国の侵入的外来生物の駆除および管理の努力に対する評価に留意すること、また、締約国に対し、推薦地の生物多様性に悪影響を与える、その他の現存侵入的外来生物のすべてについて、侵入的外来生物に関する既存事業を拡大するよう奨励すること。

4. 締約国に対し、鍵となる観光振興区域及び観光客誘致地域について、それらにおける誘客に対する関心度や収容限界に応じ、それらの区域等を対象とした観光振興計画（訳者注：無計画な観光振興を抑制すべきであるとの文脈で言及されている）および入域者管理計画を活性化させるよう勧告すること。これらの計画には、入域者の適切な抑制の仕組み、観光客管理施設、通訳システムおよびモニタリングの準備が含まれる。

5. さらに、締約国に対し、絶滅危惧種の生息状況および傾向とともに直接的な人為的改変および気候変動がもたらす影響に関する統合的なモニタリングシステムの開発および導入を完了するよう勧告すること。